

# 総務厚生常任委員会会議録

3月10日

【開会】	3
【議案第10号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第5号）	4
【議案第11号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第4号）	10
【議案第12号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12
【議案第13号】平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	13
【議案第17号】矢板市職員の降給に関する条例の制定について	14
【議案第18号】行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	15
【議案第19号】矢板市消費生活センター設置条例の全部改正について	17
【議案第20号】矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	18
【議案第1号 補足説明】	19
【議案第21号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	19
【議案第22号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	19
【議案第23号】矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例等の一部改正について	19
【議案第24号】矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について	19
【議案第25号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	21
【議案第26号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	22
【議案第27号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	22
【議案第28号】矢板市東日本大震災復興推進基金条例の廃止について	23
【議案第29号】財産の減額貸付について	24
【延会】	25

3月11日

【開議】	25
【追加議案第2号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第1号）	25
【委員長報告】	26
【閉会】	27

1 日 時

平成28年3月10日(木) 午前9時55分(開会)～午後1時38分(延会)

平成28年3月11日(金) 午後1時44分(再開)～午後1時55分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 和田 安司 副委員長 小林 勇治

委 員 高瀬 由子、櫻井 恵二、関 由紀夫、石井 侑男、

中村 有子、大島 文男

4 欠席委員 なし

5 説明員(25名)

(1) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 横塚順一 ②政策企画担当 村上治良

③情報システム統計担当 石川民男

(2) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 柳田和久

(3) 総務課(5人)

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤裕司 ③人事担当 小野崎賢一

④財政担当 高橋弘一 ⑤管財担当 関谷一男

(4) 税務課(3人)

①税務課長 大谷津敏美智 ②徴収班長 津久井保 ③資産税担当 塚原明

(5) 社会福祉課(2人)

①社会福祉課長 永井進一 ②社会福祉担当 斎藤昭宏

(6) 高齢対策課(2人)

①高齢対策課長 石崎五百子 ②介護保険担当 阿久津功

(7) 子ども課(2人)

①子ども課長 薄井勉 ②子育て支援担当 沼野晋一

(8) 市民課(1人)

①市民課長 鈴木康子

(8) 健康増進課(2人)

①健康増進課長 小瀧新平 ②国保医療担当 高久聡子

(9) 暮らし安全環境課(2人)

①暮らし安全環境課長 河野和博 ②環境担当 佐藤賢一

(10) 出納室(1人)

①室長 兼崎妙子

(11) 選挙監査事務局（1人）

①選挙監査事務局長 鈴木浩

6 担当書記 相馬 香織、日賀野 真

7 付議事件

【議案第10号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

【議案第11号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第4号）

【議案第12号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【議案第13号】平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【議案第17号】矢板市職員の降給に関する条例の制定について

【議案第18号】行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【議案第19号】矢板市消費生活センター設置条例の全部改正について

【議案第20号】矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

【議案第21号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第22号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【議案第23号】矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例等の一部改正について

【議案第24号】矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

【議案第25号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第26号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第27号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第28号】矢板市東日本大震災復興推進基金条例の廃止について

【議案第29号】財産の減額貸付について

【追加議案第2号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第1号）

8 会議の経過及び結果

【開会】

○ 委員長（和田安司） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（9時55分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は
- 【議案第10号】平成27年度矢板市一般会計補正予算（第5号）
  - 【議案第11号】平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第4号）
  - 【議案第12号】平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 【議案第13号】平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 【議案第17号】矢板市職員の降給に関する条例の制定について
  - 【議案第18号】行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 【議案第19号】矢板市消費生活センター設置条例の全部改正について
  - 【議案第20号】矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
  - 【議案第21号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
  - 【議案第22号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
  - 【議案第23号】矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例等の一部改正について
  - 【議案第24号】矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について
  - 【議案第25号】矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 【議案第26号】矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 【議案第27号】矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 【議案第28号】矢板市東日本大震災復興推進基金条例の廃止について
  - 【議案第29号】財産の減額貸付について
  - 【追加議案第2号】平成28年度矢板市一般会計補正予算（第1号）
- の18件である。

**【議案第10号】**

- 委員長 「議案第10号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（5号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

- 総務課長（三堂地陽一）

（「提出議案説明書」6ページを朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」1ページを朗読。

「平成27年度矢板市補正予算書」2ページから9ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」4ページから29ページにより説明。）

議案第10号 平成27年度矢板市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出にそれぞれ6,680万円を追加計上し、予算総額を133億5,030万円に補正しようとするもの。

今回の補正の主なものは、1点目が、年度末であり事業の確定による事業の執行残と過不

足の調整。2点目が、人事院勧告による職員給与の補正。3点目が、地方創生加速化交付金で、平成28年度の予算編成時に予算編成していたが、加速化交付金に該当するものを前倒しで3月補正に計上している。

## 第2表 繰越明許費

来年度に使うものとして載っているが、矢板時間配信事業、シティプロモーション事業、温泉センター施設運営事業、子育て支援事業（こどものひろば運営委託）、勤労者対策事業、木材販路拡大事業及びスポーツツーリズム推進事業は、加速化交付金に該当するもの。

その他のものは、補助等がもらえるが、時間が取れないということで、来年度に回すもの。

## 第3表 地方債補正

### 1 地方債の追加

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、910万円を地方債に追加するもの。マイナンバー等の情報システム改修に係るもので、セキュリティの部分が危惧されるため、セキュリティの強化対策を進めるためのもの。

### 2 地方債の変更

県営土地改良事業、道路整備事業、市街地整備事業、消防防災施設整備事業及び道路橋りょう災害復旧事業について、それぞれ減額補正をするもの。

### 3 地方債の廃止

農業用施設災害復旧事業として90万円を廃止するもの。

## 歳入の主なもの

1款1項2目、法人市民税現年課税分は、5,300万円の減。

1款2項1目、固定資産税は、6,200万円の増。家屋税あるいは太陽光関連での増加。

1款3項1目、軽自動車税は、300万円の減。

6款1項1目、地方消費税交付金は、増額補正。平成26年度の実績を踏まえての増加。

10款1項1目、地方交付税は、683万7千円の増。

12款1項1目、農林水産業費分担金は、地元負担金で、工事の結果、当初見込みより減ったための減額。

14款1項1目、民生費国庫負担金は、児童手当負担金、児童扶養手当負担金及び母子生活支援施設措置費負担金で、対象人数の減少による減額。

14款2項1目、総務費国庫補助金は、地方創生加速化交付金を計上。

14款2項2目、民生費国庫補助金は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金で、臨時交付金として65歳以上の方に30,000円を夏頃までに交付するもの。対象者は4,800人程度。

14款2項4目、土木費国庫補助金は、市街地整備事業費補助金で事業完了による確定。

15款、県支出金は、事業確定により減額。

17款1項1目、教育費寄附金は、図書館に大信文庫があり、大田原信用金庫からの毎年継続的な指定寄附である。

17款1項2目、ふるさと納税寄附金は、12月に2,000万円追加補正したが、さらに3,000万円を追加するもの。

18款1項1目、財政調整基金繰入金は、財政調整基金へ戻し入れによる減額。当初4億円弱使ったが、年度末にはほぼ元に戻せる状態になっている。

18款1項4目、東日本大震災復興推進基金繰入金は、事業完了し、一般会計に入れ基金は無くすことになる。

18款1項5目、東日本大震災復興交付金基金繰入金は、事業完了し、一般会計に入れ基金は無くすことになる。

20款4項4目、雑入は、その他の雑入で、越畑安沢14号線の次期環境施設の進入路になる市道であり、未相続の土地があり用地買収ができなかった分の塩谷広域行政組合からの負担金を減額。

21款、市債は、事業費の確定によるもの。

21款1項1目、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、繰越明許及び地方債補正で説明した通り、マイナンバーに伴う情報セキュリティの部分での市債。

#### 歳出の主なもの

28ページ及び29ページの給与費明細書の内容について説明。1特別職の表中、報酬の欄の減額は、泉小学校では30人学級の特別枠の学級制を設けており、講師を市費で1名入れている。31人になると2クラスになる仕組みだが、1クラスで留まったことにより、予定していた講師1名が減ったことに伴う減。2一般職の表は、人事院勧告の実施により、職員の給料、勤勉手当が0.1月分上がる。期末手当もベースアップがあったことにより反映されている。

1款1項1目、職員給与費等は、人事院勧告に伴う増加。4人分。

2款1項1目、職員給与費等は、人事院勧告に伴う増加。41人分。

2款1項2目、広報費は、矢板時間配信事業の委託料。シティプロモーション事業は加速化交付金で、委託料として動画を作成予定。

2款1項6目、企画調整費は、バス路線対策事業で、新高徳駅と矢板駅間のバスが運行されており、バスの運賃収入が少ないため市町負担が増えることによる追加。企画調整事業は、ふるさと納税に係る経費で、積立金の3,000万円。その半分の1,500万円が返礼品として追加計上。電子計算機管理運営事業は、今年度実施したマイナンバー関係の入札執行残が2,600万円あったが、新たにセキュリティ強化の部分が1,600万円あり、相殺するとマイナスになる。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費は、職員給与費等で、10人分の給与の追加。

2款4項1目、選挙費は、職員給与費等。

3款1項1目、社会福祉総務費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で、65歳以上の住民税非課税者4,800人を予定しており、対象者に3万円を交付する経費。補助金としては1億4,400万円であるが、経費等が掛かるため1億5,100万円である。温泉センター施設事業は、備品購入費の追加で、地方創生加速化交付金の前倒し事業であり、温泉センターにトレーニングマシンを整備するための追加計上。国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療広域連合負担金は、事業確定による繰出金。

3款1項2目、老人福祉費は、介護保険特別会計繰出金で事業確定による減額。

3款1項4目、医療助成費は、子育て支援医療費助成事業で対象者が見込みより少なかったことによる減額。

3款2項1目、児童福祉総務費は、職員給与費等で12人分の追加補正。子育て支援事業は加速化交付金該当事業で、こどものひろばの運営に係る委託経費。

3款2項2目、児童措置費は、制度改正があり、延長保育事業の内、基本分が施設型給付費に組み込まれたことによる減額。予算の組み替えである。児童手当等給付費は、対象人数の減による減額。

3款2項3目、母子福祉費は、母子福祉事業で利用者の減による減額。

3款2項4目、児童福祉施設費は、学童保育館活動支援事業で補助基準単価が上がったことによる増。

3款3項1目、生活保護総務費は、職員給与費等で4人分。

5款1項1目、労働諸費は、勤労者対策事業で加速化交付金として新規事業であり、市内の企業への就職をサポートする事業で、新年度に予定しているが前倒しするための補正。

6款1項2目、農業総務費は、農業総務事務で対象者の減。

6款1項3目、農業振興費は、安全安心米づくり補助事業で事業費の確定。カリ肥料を散布する面積が見込みより少なかったことによる減。

6款1項6目、農地費は、県営土地改良事業及び土地改良管理事業で、事業費確定に伴う減。

6款2項2目、林業振興費は、木材販路拡大事業で加速化交付金該当事業。県の広域連携事業として行われるもので、全国誌的な情報誌の中に特集記事を掲載し、販路の拡大を行う事業。

7款1項1目、職員給与費等は、6人分の給与等。

7款1項3目、観光費は、スポーツツーリズム推進事業で加速化交付金。アクションプランの作成ということで、スポーツツーリズムを推進するために調査研究やプランを作成する事業。

8款1項1目、職員給与費等は、11人分の給与等。

8款2項3目、道路新設改良費は、公有財産購入費で次期環境施設の進入路の用地費に係る経費であるが、未相続の土地があり事業ができなかった、購入することができなかったことに伴う減額。その他については、事業確定に伴う減額。

8款4項1目、職員給与費等は、7人分の給与等。

8款4項4目、街路事業費は、片岡地区市街地整備事業で事業確定による国の補助金の内示

額の減により減額。

8款4項6目、土地区画整理事業費は、木幡土地区画整理事業で、保留地販売が伸びないため繰出金を計上。

8款5項1目、職員給与費等は、2人分の給与等。

9款1項2目、非常備消防費は、消防団活動事業の消耗品費で安全靴の購入を予定していたが、平成26年度の補正で前倒しで購入したことにより減額。

9款1項3目、消防施設費は、消防施設等整備事業で消防自動車を購入した結果の執行残。予定よりも安く購入することができた。

10款1項2目、事務局費は、職員給与費等で10人分の給与等。矢板市立学校教職員配置事業で、先程説明した泉小学校講師1名の減。又、主に各学校の低学年に非常勤教職員として、担任の他にもう1名をクラスの支援をするために市費で職員を配置している。当初38人の見込みだったが32人の配置となり、人数の減による減額。

10款2項1目、学校管理費は、小学校の職員給与費等で12人分の給与等。小学校一般管理事業の光熱水費の減額で新電力の契約に伴い500万円の減額。

10款3項1目、学校管理費は、職員給与費等で8人分の給与等。中学校一般管理事業の光熱水費の減額で新電力の契約に伴い150万円の減額。

10款4項1目、職員給与費等は、19人分の給与等。

10款4項3目、図書館費は、図書館管理事業の備品購入費で、先程説明した大信文庫の指定寄附に伴う書籍購入費。

11款1項2目、農業用施設災害復旧費は、農業用施設災害復旧事業で大槻の堰の工事費確定による減額。

11款2項1目、道路橋りょう災害復旧費は、道路橋りょう災害復旧事業で、泉の鹿島橋、安沢の赤渕橋の事業確定による減額。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 15ページ、民生費、社会福祉費、温泉センター施設事業の備品購入費4,737万7千円、トレーニングマシン購入の内容を問う。

○社会福祉課長（永井進一） トレーニング機器は、25種類で40台。それを補助するトレーニング器具は13種類で22台。その他、トレーニングラックや各種マット類、健康測定機器関係が3種類、マッサージ機関係が3種類、合計52種類で72台の機器が入る予定である。具体的には、筋力を鍛える機器、ランニングやサイクル運動の機器等である。

○石井委員 イメージとしては民間のスポーツジム同様の器具を揃えるということか。

○社会福祉課長 お見込みのとおり。

○石井委員 運営に当たり、施設利用については利用者に相応の負担を求めることとなるか。

○社会福祉課長 利用者には応分の負担を頂きたいと考えている。そのためには条例制定も必要となるので、今後検討してまいりたい。

○石井委員 19ページ、農林水産業費、地籍調査費、地籍調査事業費が減となっている。なぜ事業が予定どおり進まなかったのか、その理由を問う。

- 総務課長 担当課が国に補助を要求したのだが、国からの補助の内示額が予定より少なかったため、事業ができなかったことによる減額である。
- 石井委員 21ページ、土木費、道路橋りょう費、道路新設改良事業の次期環境施設の進入道路購入費2,864万円だが、対象の土地はどの程度の面積で、矢板市としての負担はどの程度か。
- 委員長 暫時休憩する。 (10:40)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (10:41)
- 総務課長 総面積5,265.99㎡の土地を購入する予定であった。地権者は5名。地目は田。これ以外に、塩谷広域行政組合で既を買収している箇所もあるが、まだ全てを購入していない状況である。
- 大島委員 この用地は、出入り口の拡幅関係と思われるが、そのうち約5,000㎡が未買収であるということか。それとも全体で約5,000㎡を買ううちの何%かが未買収であるということか。
- 総務課長 図面をみると、広域行政組合側の方はほぼ確保できているようである。入口の方がまだ買い切れていない状況である。
- 委員長 暫時休憩する。 (10:43)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (10:45)
- 石井委員 23ページ、土木費、都市計画費、木幡土地区画整理事業の繰出金6,556万5千円だが、当初の販売予定は何区画で、未達成は何区画だったか。
- 総務課長 当初予定は23区画。実際販売できたのは現時点で6区画である。
- 大島委員 6区画しか売れていない。まだ普通財産にはなっていない。当初は坪10何万円だったと思うが、現実には坪当たり平均6から7万円で売っていると思う。最終的には矢板市が普通財産に繰り入れて穴埋めをせざるを得ないと思う。概略で結構だが、今後マイナス負担になるようなことについては、整理をして、後ほど示していただくよう要望する。
- 委員長 経済建設文教常任委員会で議案第15号、木幡宅地造成事業特別会計補正予算を審査しているところであるので、そちらの審査内容を総務厚生常任委員会委員もわかるようにするという事によろしいか。
- 大島委員 了解した。
- 委員長 他に質疑はないか。
- 大島委員 19ページ、農林水産業費、農業費、農業振興事業の中で、安全安心米づくり事業として補助をしている。放射能汚染対策関係と思われるが、1,400万円という大きな額を減額している。これは、農家からの申し込みが予定より少なかったためと思うが、詳細を問う。また、この事業は今後も継続するのか確認したい。
- 総務課長 事業を実施した面積が少なかったということなので、申し込みは少なかったと思われる。しかし、本事業は来年度も実施する予定で予算化している。
- 大島委員 取りまとめが今の時点でないので、次年度は実施しないと認識していた。
- 委員長 総務課長が担当課に確認した上で、改めて報告していただくこととしたい。

他に質疑はないか。

○高瀬委員 19ページ、労働費、労働諸費、勤労者対策事業として市内の就職をサポートするということが対象者と内容を問う。

○総務課長 対象者は新卒者である。計画段階だが、会場を設営し、集合説明会を行う。市内の企業などが来場した新卒者に説明会を行うものである。会場に来た新卒者を自分達の会社に呼び込もうという取り組み。言わば一般的な就職説明会の矢板版である。

○高瀬委員 Uターン促進の上からも、新卒者以外にも対象を広げていただくよう要望する。

○委員長 ほかに質疑はないか。

○委員長 用語の確認をしたい。12ページに財源内訳として特定財源の一つに「その他」とある。例えば、同ページ、総務費、総務管理費、広報広聴費のその他50万円とは何を指すか。

○総務課長 広報やいたにおける広告料収入である。

○委員長 次に、加速化交付金の説明があったが、加速化交付金を使つての事業は100%補助か。

○総合政策課長（横塚順一） お見込みのとおり。よつて、歳出と歳入は同額となる。

○委員長 16ページ、児童福祉費、児童福祉総務費のうち、子育て支援事業のこどものひろばの運営委託料885万6千円は加速化交付金との説明があった。だが、15ページの財源内訳に示されている国庫支出金は670万円である。歳入と歳出の額が異なるが、この違いはどういうことか。

○子ども課長（薄井勉） 加速化交付金は確かに補助率100%である。したがつて、885万6千円には670万円以外の委託料が含まれている。また、財源内訳の670万円の補正の内訳は、加速化交付金のみではなく、他に国県補助金で減額になったものも含まれている。

○大島委員 そういうやりくりの仕組みはわかるが、この内訳については、説明を受けねば把握ができなかつた。今後は、主要なものだけでも、工夫をしてその辺りの状況を説明していただきたい。要望である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがつて、議案第10号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第11号】

○委員長 「議案第11号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題

とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（石崎五百子）

（「平成27年度矢板市補正予算書」11ページを朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」12ページから13ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」34ページから38ページにより説明。）

議案第11号 平成27年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出からそれぞれ967万7千円を減額し、予算総額を27億7,992万2千円に補正しようとするもの。

平成28年2月末現在、第1号被保険者である高齢者数は9,518人、人口33,862人で、高齢化率28.11%。介護保険料は月額5,200円。

第2号被保険者である40歳から65歳未満は11,565人。介護保険料は健康保険から出されているが、平均5,183円。

平成28年1月末現在の認定者数は1,535人。4月から見ると163人の増である。

今回の主な補正は、人事院勧告に伴う人件費の整理、平成27年度事業である認知症簡易検査の検査方法による経費の減。

歳入

歳入は事業費に対し負担割合が決まっている。事業費が減れば負担割合で減る。

1款1項1目、第1号介護保険料は、事業費に対し22%。事業費が減れば介護保険料も減る。

3款2項2目、地域支援事業介護予防交付金は、事業負担割合が25%。

3款2項3目、地域支援事業包括・任意交付金は、39%。

4款1項2目、地域支援事業支援交付金は、28%。

5款2項1目、地域支援事業介護予防交付金は、12.5%。

5款2項2目、地域支援事業包括・任意交付金は、19.5%。

8款1項2目、その他一般会計繰入金は、職員給与費等で一般会計の持ち分100%。

8款1項3目、地域支援事業介護予防繰入金は、12.5%。

8款1項4目、地域支援事業包括・任意繰入金は、19.5%。

歳出

1款1項1目、職員給与費等は、人事院勧告に伴う人件費の整理。介護保険担当4名分。

1款2項1目、職員給与費等は、税務課職員1名分の人件費。

3款1項2目、介護予防一般高齢者施策事業費は、平成27年度から開始した認知症検査で、当初予定ではインターネット回線を利用し約半数の4,500人を予定していた。その後様々な機種やプログラムを精査し、現在の物忘れ相談プログラム、T-DASプログラムを含めたタッチパネル方式に変更したもの。5台リースで438,732円の支出で済んだことによる減額。賃金は、インターネット回線を利用するための人件費として臨時職員2名を予定

していたが、タッチパネル方式に変更したため1名の人件費が減ったもの。

3款2項1目、職員給与費等は、保健師等の人件費の整理。

3款2項7目、職員給与費等は、認知症地域支援推進員である保健師1名の人件費の整理。

38頁の給与費明細書の内容について説明。人件費の整理で、1一般職の表中、職員数9名は、介護保険担当4名、税務課1名、高齢対策課保健師2名、地域包括支援センター保健師1名及び主任ケアマネージャー1名である。

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第12号】

○委員長 「議案第12号 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(小瀧新平)

(「平成27年度矢板市補正予算書」15ページを朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」16ページ及び17ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」42ページから50ページにより説明。)

議案第12号 平成27年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出にそれぞれ4,412万6千円を追加計上し、予算総額を46億3,081万2千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費等の調整、歳入における交付金等及び歳出における拠出金等の確定見込み等によるもの。

#### 歳入

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税は、平成27年度調定額確定見込みによる減額。

1款1項2目、退職被保険者等国民健康保険税は、平成27年度調定額確定見込みによる減額。

4款1項2目、高額療養費共同事業負担金は、平成27年度確定見込みによる減額。高額医療費の対象件数が見込みより少なかったことによるもの。

6款1項1目、前期高齢者交付金は、平成27年度確定見込みによる減額。65歳から74歳までの前期高齢者の加入者に応じ、社会保険を含めた保険者間で調整され交付されるもの

だが、当初見込みから交付算定率が引き下がったことによるもの。

7款1項1目、高額医療費共同事業負担金は、平成27年度確定見込みによる減額。

8款1項2目、保険財政共同安定化事業交付金は、平成27年度確定見込みによる増額。医療費について県内の各市町国保保険者で調整する事業で、当初見込みより調整する医療費が多くなることが見込まれることによるもの。

11款1項1目、一般会計繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分として交付される国民健康保険基盤安定繰入金の確定によるもの及び職員給与費等繰入金の増によるもの。

12款1項2目、その他繰越金は、前年度の繰越金の額の確定によるもの。

## 歳出

1款1項1目、職員給与費等は、健康増進課担当3名分の人件費に係る補正。

2款1項1目、職員給与費等は、税務課担当2名分の人件費に係る補正。

7款1項1目、高額医療費共同事業医療費拠出金は、平成27年度負担額の確定による減額。

7款1項2目、保険財政共同安定化事業拠出金は、平成27年度負担額の確定による増額。

8款2項1目、職員給与費等は、管理栄養士1名分の人件費に係る補正。

10款1項3目、償還金は、平成26年度の額の確定による療養給付費等負担金返還金等を返還するための増額。

50頁の給与費明細書の内容について説明。人事院勧告に伴う給与費改定による補正。1一般職の表中、職員数6名は、健康増進課職員で管理栄養士を含み4名分、税務課職員2名分。

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

## 【議案第13号】

○委員長 「議案第13号 平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「平成27年度矢板市補正予算書」19ページを朗読。「平成27年度矢板市補正予算書」20ページ及び21ページにより説明。詳細について「平成27年度予算に関する説明書」54ページ及び55ページにより説明。)

議案第13号 平成27年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

は、歳入歳出にそれぞれ1,019万1千円を追加計上し、予算総額を3億4,953万7千円に補正しようとするもの。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、寝たきり等一定の障害のある65歳以上の方が加入する医療制度で、保険者は栃木県後期高齢者医療広域連合。この特別会計では、保険料に関する収入と、その保険料の広域連合への納付及び事務費等による支出が主なもの。

#### 歳入

4款1項1目、繰越金は、前年度からの繰越金の確定による増額。

#### 歳出

1款1項1目、一般管理費は、平成26年度一般会計繰入金の精算による不用額を一般会計に繰出すための補正。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付するもので、収納状況等により広域連合への納付金に対応するため増額補正。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第17号】

○委員長 「議案第17号 矢板市職員の降給に関する条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9ページを朗読。「議案書」3ページを朗読。制定の経緯を説明後、「議案書」4ページから6ページについて内容説明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

法改正があり、平成28年4月1日から施行になるもの。

地方公務員に係る制度改革により、各自治体では人事評価という評価制度をこれから取り入れなければならない。その評価を導入することで、職員の任用あるいは給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが義務付けられた。これを受け、今回、分限処分のひ

とつとして降給の事由、手続き等必要なものを定めるもの。

降給は自分の意に反して給料又はその職位を下げられることを意味している。それを条例化するための制定である。

国の準則に基づいて作成しており、国と同じようなものを矢板市でも取り入れるもの

第1条、目的規定。一般職員あるいは単純労務職員が職員に当たる。

第2条、降給の種類として降格と降号。降格は級を下げることを意味する。矢板市の場合7級制であり、1職1級制。主事は1級、主任は2級として上がっていき、課長級として副参事が6級、参事が7級で、7級止まりになっている。降給とは、参事から副参事に下げる、あるいは主任から主事に下げるなど、職位を下げることをいい、第2条では降給の種類を謳っている。

第3条、降格の事由。どのようなことをすると、自分の意に反して下がるのかを規定している。職員の能力評価及び業績評価をこれから取り入れるが、成績が最下位であったり、心身の故障がある等を規定している。級が下がる時の理由を謳っている。

第4条、降号の事由。例えば、7級だとその中に1号、2号から61号まで給料が分けられている。金額の差により1号ずつ上がっていく。その号、給与を下げることをいう。降号の事由を規定している。評価を書きこんだコメントである評語が最下位の段階である場合かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であるとして、例えば主任の立場で仕事はできるが指導をしてもなかなか改善が見られない場合は、主任を主事には下げないが給料を下げるということ。

第5条、通知書の交付。降給させる場合には、その旨をその職員に交付しなければならない。

第6条、受診命令に従う義務。診断を受けるよう命ぜられた場合はそれに従わなければならない。

第7条、委任規定。この条例の実施にあたって必要な事項は、市規則で定める。

附則は、施行期日の規定であり、平成28年4月1日からの施行。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第18号】

○委員長 「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議

題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9ページを朗読。「議案書」7ページを朗読。「議案書」8ページから17ページについて内容説明。)

行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するもの。

条例の制定であるが、行政不服審査法の改正に伴い、関係する条例が複数ある。関係する文言あるいは内容を一括で改正するため、それぞれの条例を盛り込んで、そこに改正する内容を盛り込み、一度に改正する方式である整備条例として提出した。

法の施行に伴い、平成28年4月から不服申立て制度が全面的に改正される。

大きく3つの改正となる。

1点目、不服申立て構造の見直し。旧法では、行政処分について不服がある場合は、異議申し立てと審査請求の2つに分かれていた。それを審査請求に1本化するもの。異議申し立ては、処分を下した行政庁、例えば税務課が下せば税務課に、もう一度見直してくれというもの。審査請求は、例えば税務課が下せば税務課の上位官庁に処分が適切であったかどうかを審査請求するもの。これを、審査請求1本にし、市民の皆さんにとっては使いやすい制度になるということ。今までの審査の、手続保障の水準が上がったと理解いただきたい。

2点目、公平性の向上。新たに審理員制度を導入する。例えば、税務課で処分を下せば、税務課に関係しない職員が審理員となり、その審理手続き一切を行う。例えば税務課の申し立てに対して総務課の職員が審理員になり、審査請求を受けたら、その指名を受けた総務課の職員が審理を行うことになる。又、第三者機関への諮問手続きを新設。第三者機関とは、専門知識を有する方で組織する機関。矢板市では既に、矢板市情報公開或いは個人情報保護審査会がありその役割を担っている。今回はそこに第三者機関の機能を持たせるため、既にある審査会を拡充させ、第三者機関の設置としたい。

3点目、使い易さの向上。今までは審査請求期間が60日であったが、3月以内、90日以内になる。

審査請求1本になり、公平性の確保から審理員制度と第三者機関への諮問手続きの新設、期間が延びたことが今回の改正の内容。

矢板市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正。

第2条、設置は、審査会の規定。矢板市情報公開・個人情報保護審査会に行政不服審査会の機能を持たせるため、3分野の機能を審査会に持たせるもの。

不服申立人を審査請求人に改正。

第11条、通知及び提出資料の写しの送付。審査請求があつたものは、審査請求人に対して通知をしたり資料を送付することを規定。

矢板市情報公開条例の一部改正。

不服申立てを審査請求に改める。

第5章、不服申立ての手続き内容等を規定していたが、審査請求に変わり、審査請求の手

続きを規定。

第18条第6項、審査請求があったときは、その翌日から起算して90日以内という規定は、60日から90日に延びたもの。

矢板市個人情報保護条例の一部改正。

第4章、審査請求に係る手続きの規定。諮問した旨の通知等、矢板市情報公開条例と同様の内容を規定。

矢板市行政手続き条例の一部改正。

第19条第2項第4号中、「ことのある者」を「者」に改正。

矢板市固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

語句の改正及び条を下げる整備。

第10条、手数料の額等、第11条、手数料の減免の規定の追加。審査請求に関し手数料をいただくこと、場合によっては手数料を減免することを規定。

矢板市手数料条例の一部改正。

行政不服審査法関連で新たに加えるものを表の中に記載。コピーであるが、モノクロの場合は10円、カラーの場合は50円であること等を新たに加える規定。

附則第1項、施行期日の規定であり、平成28年4月1日からの施行。

附則第2項、固定資産評価審査委員会条例に関しては、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出については適用するが、平成27年度までの固定資産税に係るものは従前の規定によることを定めるもの。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第19号】

○委員長 「議案第19号 矢板市消費生活センター設置条例の全部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○くらし安全環境課長 (河野和博)

(「提出議案説明書」9ページを朗読。「議案書」18ページを朗読。改正の経緯を説明後、「議案書」19ページから21ページについて内容説明)

消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する

事項等について、所要の整備を行うため、条例の全部を改正するもの。

今までは矢板市消費生活センター設置条例であったが、国の法改正により、消費者の安心安全な生活ができるように適正な消費生活相談対応が必要であることから、条例の改正を求められたもの。

主な改正点について説明する。

第5条、消費生活相談員の配置。矢板市消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者を消費生活相談員として置くものとする。今まではこのような規定は一切なかったが、消費生活相談員として専門的な知識を有するとして、試験の合格者又はこれと同等以上の知識を持つとして、過去にそのような職に就いたことのある経験者及び採用後に合格する見込みのある者と読み替えて、このような表現をしている。

第6条、消費生活相談員の人材及び処遇の確保。今までは採用期間が5年や10年と、各市町村で区切られていたが、豊富な経験を持っている相談員を年数で切るのではなく、雇止めを無くすという趣旨から、同一の者を再度任用することは排除されないこととして、雇止めの廃止を規定している。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第20号】

○委員長 「議案第20号 矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9ページ及び10ページを朗読。「議案書」22ページを朗読。議案書23ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

地方公務員法の改正等に伴い、人事評価制度が4月から導入される。その内容を公表しなければならないための規定。毎年、ホームページ及び広報誌に矢板市の職員の給料や人数の状況を掲載し公表している。その内容に、職員の退職管理の状況、職員の人事評価の状況を加えることの改正。

施行期日は、平成28年9月1日からの予定。評価制度を導入し、その内容がわかるのが時期を置いてということで、9月1日にさせてもらいたい。

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (11時57分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12時56分)

#### 【議案第1号 補足説明】

○総務課長 大島委員から平成28年度の安全安心米づくり事業についての質疑に回答できなかったもので回答する。次年度のこの事業については、5,000万円程の予算を計上し実施予定。内容は、現在農協で取りまとめをしている状況である。

大島委員及び石井委員からの質疑にあった次期環境施設の取り付け道路について、面積を説明したが、長さや幅員について補足説明する。長さは入口から南に向かって300m。幅10メートルを買い増しするもの。

#### 【議案第21号】【議案第22号】【議案第23号】【議案第24号】

○委員長 「議案第21号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第22号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第23号 矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例等の一部改正について」、「議案第24号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」10ページを朗読。「議案書」24ページ、26ページ、28ページ及び30ページを朗読。議案書25ページ、27ページ、29ページ及び31ページから41ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

平成27年人事院勧告により、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、市議会議員、市長、副市長、教育長及び本市職員についても国に準じた改定を行うため、それぞれ条例の一部を改正するもの。

いずれも、平成27年人事院勧告の実施に伴う改正。議員及び市長等については、期末手当の率の改正。

25ページ、議員報酬については、第7条第2項、100分の150を100分の175に改め、期末手当が0.25月分上がることを意味している。第7条第2項、100分の140を100分の150に、100分の175を100分の165に改めるのは、6月と12月のそれぞれを上げ、トータルでは同じく0.25月分である。

附則第1項及び第2項は、施行期日で、第1条の内容は平成27年度であり、0.25月分を平成27年4月1日に遡っての支給になる。平成28年4月以降は第2条の規定で、6月が0.1月分、12月が0.15月分上乘せになることを意味している。

27ページ、矢板市長も同様である。

29ページ、毎年3月議会で特例条例を上程し、1年間の特例措置で期末手当を減額している条例だが、この減額している条例についても、率は人事院勧告に従って上げることを意味している。今現在減額しているが、人事院より期末手当の率を上げる旨勧告されたので、この人事院勧告に従い上げることを規定している。平成27年4月1日に遡って適用になる。

31ページからは職員の給与として、職員の勤勉手当の率が上がることを意味している。別表として行政職給料表があるが、人事院勧告で給料がいくらか上がっているため、行政職給料表もそれに従った給料表にするもの。

37ページには、人事評価制度の導入に従った条例の一部改正を規定している。人事評価制度が入ったことで、語句の改正等を規定している。

37ページ及び38ページ、別表第2は新たに加えるもの。矢板市は7級制を使い1職1級制。7級が参事、6級が副参事というように、職務が級にあたる方式を採っている。これまでは規則に規定していたが、法改正により条例化する必要が生じたため、新たにこの表を条例の中に規定するもの。1級が主事等、2級が主任、3級が主査、4級が副主幹、5級が主幹、6級が副参事、7級が参事であり、規則から条例に規定したもの。

38ページ、任期付職員についても職員に準じて規定するもの。

39ページ、特殊勤務手当に関する条例及び旅費に関する条例は、法の施行に伴って条項の組み立てを改正する内容。

40ページ、単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例についても、人事評価制度の導入に伴い、同じように改正をするもの。矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても、同じように一部改正するもの。

附則として、0.25月分が上がるもの、6月に0.1月分と12月分に0.15月分が上がるものは平成28年4月1日からで、一度に0.25月分上がるものは平成27年4月1日に遡って適用することが規定されている。

いずれも、人事院勧告に従って、国に準じた改正である。

○委員長 これより議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 それぞれの条例の財政的影響について問う。

○総務課長 職員構成も違って来るが、平成27年度分は、約900万円の増。

○石井委員 平成28年度分の見込みはどうか。

○総務課長 900万円までは無いと思う。理由は、新採用職員が入ることで支給総額の減が見込まれるため、勤勉手当等の増はここまでは無いと思う。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより一括採決する。議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第25号】

○委員長 「議案第25号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「議案書」42ページを朗読。「提出議案説明書」10ページを朗読。議案書43ページ及び44ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

厚生労働省令で定めてある家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

条例改正の背景には、待機児童が多いということがあり、保育の受け皿の拡大を国が進めている状況である。保育所等の整備については、お金を出せば整備できるものであるが、保育士については人材不足、保育士不足であり、なかなか保育の担い手が確保できないという課題がある。

そのため、保育の質を落とさずに保育する、保育士の行う業務について、一定要件程度の保育士採用配置基準を柔軟化することで、保育士の勤務環境の改善に繋げ、保育士の確保を図るもの。

今回の改正は、保育士採用配置基準の特例を設けるもので、附則に次の4条を加えるとして、第6条から第9条までの4条を加える改正である。

第6条。改正前の保育士の配置人数は、施設の規模、定員に応じた保育士を配置すべき人数に1人を加えた人数以上と定めてある。配置すべき保育士の人数が1人となる時は、保育士が2人以上必要になる。簡単に言うと、どんなに小さな保育所でも、保育士は1人では駄目で2人以上必要だという意味である。第6条の規定を設けることで、配置すべき人数が1人となった時には、1人でも良い。但し、その他に保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認めた者を置かなければならないとし、全体的には2人になるが、1人は保育士でなくても良いという特例である。

第7条。当分の間、保育士ではない資格、つまり、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭等の普通免許状を有する者は保育士とみなすことができるとし、学校の先生も保育士としてみなして良いということである。

第8条。保育所の配置人数は、この配置基準では、保育時間を8時間と想定して定員を定めている。現実的には、保育業務は11時間保育で行っている。そうすると、3時間の延長部分があり1人ではできない。労働時間は8時間以内と決まっているので、その延長部分にも人数が必要となってくる。その差の人数分の範囲で、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認めた者を保育士とみなすことができるとしたもの。

第9条。第7条と第8条を適用させた場合であっても、全体的に保育士は3分の2以上置かなければならないとするもの。

附則は、平成28年4月1日から施行とするもの。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準であり、保育所及び保育園は県の条例で定めてある。今回の家庭的保育事業等は小規模の保育であり、矢板市で該当するのはかしわ幼稚園で実施しているオークナーサリーという小規模保育事業が該当する。

○委員長 これより議案第25号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第25号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第26号】【議案第27号】

○委員長 「議案第26号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第27号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「議案書」45ページ及び50ページを朗読。議案書46ページから49ページ及び51ページから53ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

介護保険法の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

議案第26号は、矢板市民で要介護の認定を受けた方が対象。

議案第27号は、矢板市民で要支援の認定を受けた方が対象で、状態の改善と悪化の予防

を目的としている。

今回の改正には2つの理由がある。

1点目、平成28年4月1日から介護保険法第8条第17項に地域密着型通所介護、いわゆる定員18人以下の小規模なデイサービスが地域密着型サービスに追加される。従って、介護保険法第8条第17項以降の規定を盛り込んでいる当該条例に項ずれが生じるため、項ずれを解消するために条例の一部を改正するもの。

2点目、平成28年4月1日から基準となる厚生労働省令が改正され、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置が義務付けされた。この運営推進会議の条文を追加して、この条文を準用する条文を整備するもの。運営推進会議とは、サービスの利用者、利用者の家族、住民代表者、市職員、地域包括支援センター職員、サービスについての知見を要する者等で構成される協議会で、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のサービス事業者は、概ね6カ月に1回活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聞く機会を設けるもの。これ以外の地域密着型サービス事業者については、2カ月に1回以上の開催となる。よって、本文中に6カ月に1回2カ月に1回とあるのは、この違いによる。

なぜ項がずれるかという点、地域密着型は、まず最初に定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、次に地域密着型通所介護が入り、次に認知症対応型通所介護と続いていくため、項の間に1項が入ってしまうことで、それを準用して項づくりがされていたものがずれていくものである。

○委員長 これより議案第26号及び議案第27号に対し、質疑を行う。質疑はないか。  
(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。  
(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより一括採決する。議案第26号及び議案第27号は、原案のとおり決定することに異議ないか。  
(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第26号及び議案第27号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第28号】

○委員長 「議案第28号 矢板市東日本大震災復興推進基金条例の廃止について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」11ページを朗読。「議案書」54ページを朗読。「議案書」55ページについて内容説明。)

東日本大震災復興推進事業の完了に伴い、条例を廃止するもの。

○委員長 これより議案第28号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第28号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決された。

### 【議案第29号】

○委員長 「議案第29号 財産の減額貸付について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長

(「提出議案説明書」11ページを朗読。「議案書」56ページ及び57ページについて内容説明。)

旧長井小学校校舎の賃貸借契約が、平成28年3月31日で満了となることに伴い、引き続き、校舎の有効活用を図るとともに、福祉の向上、地域の活性化及び雇用の創出等を図るため、減額貸付することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

1. 貸付財産は、旧長井小学校の土地、建物で、今回は校舎の南側半分の建物で、面積等は記載のとおり。

2. 貸付期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間。この件は、平成23年度から今年度までの5年間を貸付しており、引き続き貸付することになる。

3. 貸付金額は、年額120万円。

4. 貸与の相手方は、住所は記載のとおり。名称は特定非営利活動法人ワーカーズコープ代表理事藤田徹。事業の主要内容は、障害者支援として放課後等デイサービス、子育て支援として小規模多機能保育、介護予防運動等の高齢者支援、その他、世代間・地域間交流として夏祭り、各種講座の開催等を長井小学校の校舎で事業展開している。

5. 貸付理由。校舎の有効利用を図るとともに、福祉の向上、地域の活性化及び雇用の創出を図るため貸付を行うものである。

○委員長 これより議案第29号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第29号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決された。

【延会】

○委員長 本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思うが、異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって本日の会議はこれで延会することに決定した。予算審査特別委員会総務厚生分科会終了後引き続き会議を開くので、参集願う。

(13時38分)

3月11日

【開議】

○委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を再開する。

(13時44分)

【追加議案第2号】

○委員長 「追加議案第2号 平成28年度矢板市一般会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「追加議案説明書」朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」1ページを朗読。「平成28年度矢板市補正予算書」2ページ及び3ページにより説明。詳細について「平成28年度予算に関する説明書」4ページから11ページにより説明。)

追加議案第2号 平成28年度矢板市一般会計補正予算(第1号)については、平成28年4月10日に執行される矢板市長選挙、栃木県議会議員補欠選挙、矢板市議会議員補欠選挙に係る経費であり、歳入歳出にそれぞれ1,350万円を追加計上し、予算総額を126億3,350万円に補正しようとするもの。

歳入

15款3項1目、総務費委託金は、栃木県議会議員補欠選挙費委託金。

18款1項1目、繰入金は、財政調整基金繰入金。

歳出

2款4項5目、矢板市長選挙費は、600万9千円の減額。矢板市長選挙は当初予定されていたため、平成28年度当初予算に1,635万9千円計上している。今回、市議選補欠選挙及び県議選補欠選挙のトリプル選挙になったため、共通経費の3分の1を県の委託金でみてくれる。当初は単独でみていたが、一部県の委託金が充てられるため減額になっている。平成27年度予算の補正では、選挙に係る準備の経費であった。今回の選挙経費は、投票が4月10日であり、投票事務に係る経費を計上している。当初は市長選だけみていたが、そ

の分が3分の1になったための減額。

2款4項7目、栃木県議会議員補欠選挙費及び2款4項8目、矢板市議会議員補欠選挙費は、追加計上である。

2款4項7目、栃木県議会議員補欠選挙費は、立会人の報酬。職員等の時間外勤務経費。その他投票に係る経費を計上。委託料119万1千円は、投票所の受付業務をシルバー人材センターに委託をしており、主にその経費等が大きなものとして委託料の中に含まれている。

2款4項8目、矢板市議会議員補欠選挙費は、同様に投票に係る経費であり、時間外手当。通信運搬費として選挙運動用のはがきの郵送代。委託料はシルバー人材センターへの委託等に掛かる経費。負担金は選挙運動の公費負担分。

10ページ及び11ページの給与費明細書の内容について説明。1特別職の表中、その他の特別職が24名増えているが、立会人及び投票管理者等の人数。それに伴い報酬が増加。2一般職の表中、職員手当は時間外手当の支出が主な経費である。

○委員長 これより追加議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ、私から1点、この補正予算に関し執行にあたる担当から、意気込み、留意点等を聞かせてほしい。

○選挙監査事務局長(鈴木浩) 今回の選挙については、当初市長選挙のみであった。その後、県議・市議の補選があり気が付けば3つの選挙となり、同時に執行されることになった。3つの選挙、3票を投票することになったため、何事も無く執行できることを切に願うものである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。追加議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、追加議案第2号は、原案のとおり可決された。

#### 【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これにて総務厚生常任委員会を閉会する。

(13時55分)